



青森県報

号外第三十号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

目次

規則

- 青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則 (自然保護課) : 一
- 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 施行規則 : (河川砂防課) : 一

青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村守男

青森県規則第四十二号

青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則

青森県温泉法施行細則 (昭和五十一年三月青森県規則第十号) の一部を次のように改正する。

第一条各号を次のように改める。

- 一 省令第一条第一項の規定による温泉掘削許可申請書 第一号様式
- 二 省令第一条の規定による温泉掘削許可等有効期間更新申請書 第二号様式
- 三 省令第三条の規定による温泉掘削 (増掘、動力装置) 工事完了 (廃止) 届出書 第三号様式

四 省令第四条第一項の規定による温泉増掘 (動力装置) 許可申請書

第四号様式

五 省令第五条第一項の規定による温泉利用許可申請書

第五号様式

六 省令第七条の規定による温泉成分等掲示届出書

第六号様式

七 法第十五条第二項の規定による温泉成分分析機関登録申請書

第七号様式

八 省令第十一条第一項の規定による温泉成分分析機関登録事項変更届出書

第八号様式

九 省令第十二条の規定による温泉成分分析業務廃止届出書

第九号様式

第三条第一項中「第六号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第七号様式」を「第十一号様式」に改める。

第四条を次のように改める。

(温泉採取報告書)

第四条 温泉源からの温泉の採取を開始した者は、速やかに温泉採取報告書 (第十二号様式) により知事に報告しなければならない。ただし、法第六条第一項の規定による届出をしているときは、この限りでない。

第五条中「温泉源より」を「温泉源から」に、「第九号様式」を「第十三号様式」に改める。

第六条中「第十号様式」を「第十四号様式」に改める。

第七条第一項中「第十一号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第二項中「第十二号様式」を「第十六号様式」に改める。

第八条中「第二条第四号及び第五号」を「第二条第五号から第九号まで」に、「保健所長」を「健康福祉ことセンター所長」に改める。

第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

第三号様式

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
〔法人にあつては、主たる事務
所の所在地〕

申請者 (電話番号)

氏 名
〔法人にあつては、名称及び代
表者の氏名〕

温泉掘削許可申請書

温泉の掘削の許可を受けたいので、温泉法第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

掘削に係る温泉の利用の目的							
掘削しようとする土地の所在、地番及び地目	所 在 地 及 び 番					地 目	
掘削しようとする土地の付近の状況							
掘削の工事の施行方法	掘削の 口 径	最大 mm 最小 mm	挿入管 の内径	最大 mm 最小 mm	掘削の 深 さ	m	
	掘 削 工 法	ロー タリーエ コア ノンコア その他の()	掘 削 機 械	名 称		掘削の 方 位 及 び 角 度	
工事着手予定日							
工事完了予定日							
青森県収入証紙ちよう付							

添付書類

- 1 掘削しようとする土地の付近1,000m以内の縮尺25,000分の1の見取図（既存源泉及び掘削に係る温泉の排水経路を朱書きで明示すること。）
- 2 掘削地点を示す地籍図、分限図等の写し又は実測図（掘削に係る温泉の排水経路を朱書きで明示すること。）
- 3 掘削に係る土地の登記簿抄本又は登記簿謄本（当該土地が他人の所有地である場合は、貸借契約書、掘削に係る承諾書等の写しを併せて添付すること。）
- 4 掘削について他法令による許可を必要とする場合は、その許可書等（申請中の場合は、その申請書）の写し
- 5 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 6 掘削工事に係る平面図及び断面図
- 7 掘削に係る温泉の利用計画の概要を記載した書面
- 8 掘削に係る温泉の排水処理の方法を記載した書面
- 9 掘削に係る温泉の排水の放流について当該排水経路の土地所有者、水路管理者等の承諾が必要な場合は、その承諾書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
〔法人にあつては、主たる事務
所の所在地〕

申請者 (電話番号)

氏 名
〔法人にあつては、名称及び代
表者の氏名〕

温泉掘削許可等有効期間更新申請書

温泉の掘削（増掘、動力の装置）の許可の有効期間の更新を受けたいので、温泉法第5条第2項（第9条第2項において準用する第5条第2項）の規定により、下記のとおり申請します。

記

掘削許可等の別	掘削の許可、増掘の許可、動力の装置の許可		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令第 号		
掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目	所 在 及 び 地 番		地 目
更新を必要とする理由			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 [法人にあつては、主たる事務
所の所在地]

届出者 (電話番号)

氏 名 [法人にあつては、名称及び代
表者の氏名]

温泉掘削(増掘、動力装置)工事完了(廃止)届出書

温泉掘削(増掘、動力装置)工事を完了(廃止)したので、温泉法第6条第1項(第9条第2項において準用する第6条第1項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

掘削許可等の別	掘削の許可、増掘の許可、動力の装置の許可							
許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令第 号							
掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目	所 在 及 び 地 番					地 目		
工事の完了又は廃止の日	年 月 日							
工事完了(廃止)時の温泉の状況	ゆう出量	自噴動力 ℓ／分	温 度	℃		工事に係る源泉の名称		
	成 分 (泉質)				水 位	静 水 位 + - m		
	掘 削 (増掘)	ゆう出路の口径	最大 mm 最小 mm	ゆう出路の深さ			m	
		ゆう出路の方位及び角度				孔 明 管 の 位 置	m～ m	
	動力装置	原 動 機	種 類			出 力	KW	
		ポンプ	種 類			口径等	ターピン等	吸込管吐出管 mm mm
揚 程			m		エアリフト		送気管揚湯管 mm mm kg/cm ²	
設 置 位 置			+ - m	最 大 揚 能 力	ℓ / 分			
工事施行者の住所及び氏名又は名称	住 所	(電話番号)						
	氏 名 又 は 称							

添付書類

- 1 工事完了(廃止)時の現場の写真
 - 2 掘削及び増掘の場合は、地質柱状図(挿入管の長さ及び口径並びに孔明管の位置を明示すること。)
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 [法人にあつては、主たる事務
所の所在地]

申請者 (電話番号)

氏 名 [法人にあつては、名称及び代
表者の氏名]

温泉増掘(動力装置)許可申請書

温泉の増掘(動力の装置)の許可を受けたいので、温泉法第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

増掘(動力の装置)の目的							
増掘(動力の装置)をしようとする場所	所 在 び 及 地 番			地 目			
	増掘(動力の装置)に 係る源泉	名 称					
増掘(動力の装置)をしようとする場所の付近の状況							
温泉の状況	ゆう出量	自噴 動力	$\ell/\text{分}$	温 度	°C		
	成分(泉質)			水 位	静水位 + m 動水位 + m		
	ゆう出路の口径	最大 mm	最小 mm	ゆう出路の深さ	m		
	ゆう出路の方 位及び角度			孔明管の位置	m~ m		
	既設動力装置の種類、出力等						
申請の内容	増掘	増掘後のゆう出路の口径		最大 mm 最小 mm	増掘後のゆう出路の深さ	m	
		(ゆう出口切下げの場合は、「ゆう出口切下げ m」と記載すること。)					
	動力装置	原動機	種類		出力	KW	
		ポンプ	種類		口径等 タービン 等 エアリフト	吸込管 吐出管 送気管 揚湯管 圧力	mm mm mm kg/cm²
			揚程	m			
設置位置	+ -	m	最大揚湯能力	$\ell/\text{分}$			
工事着手予定日							
工事完了予定日							
備考							
青森県収入証紙ちよう付							

添付書類

- 1 増掘又は動力の装置をしようとする場所の付近1,000m以内の縮尺25,000分の1の見取図(申請に係る源泉から1,000m以内の既存源泉及び当該増掘又は動力の装置後の温泉の排水経路を朱書きで明示すること。)
 - 2 申請者が温泉法第9条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 3 工事に係る平面図及び断面図(動力の装置の場合は、ゆう出口及び貯湯槽との関係を明示すること。)
 - 4 増掘又は動力の装置後の温泉の排水処理の方法を記載した書面
 - 5 温泉の排水の放流について当該排水経路の土地所有者、水路管理者等の承諾が必要な場合は、その承諾書
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 [法人にあつては、主たる事務
所の所在地]

申請者 (電話番号)

氏 名 [法人にあつては、名称及び代
表者の氏名]

温泉利用許可申請書

温泉の利用の許可を受けたいので、温泉法第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

浴用又は飲用の別	浴用、飲用									
温泉のゆう出地										
温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所	温泉の利用に係る源泉の名称及び温泉採取者名	源泉の名称								
		温泉採取者名								
	温泉利用施設	施設の名称								
		施設の概要	営業区分			収容人員	人			
						浴室等別	浴槽数	容積	温泉利用量	
			温泉利用設備の内容	浴用						
			温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号	温度	$^\circ\text{C}$	成 分 (泉質)				
名称				登録番号						
青森県収入証紙ちよう付										

添付書類

- 1 申請者が温泉法第13条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 2 温泉利用施設の位置図、平面図及び断面図
 - 3 温泉のゆう出地から温泉利用場所までの配管、動力装置等の引湯状況を示した平面図
 - 4 温泉分析書の写し
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第十一号様式中「並びに代表者の氏名及び住所」や「及び代表者の氏名」に改め、
同様式を第十六号様式とする。

第十一号様式中「並びに代表者の氏名及び住所」や「及び代表者の氏名」に改め、
同様式を第十五号様式とする。

第十号様式中「並びに代表者の氏名及び住所」や「及び代表者の氏名」に改め、回
様式を第十四号様式とする。

第九号様式中「並びに代表者の氏名及び住所」や「及び代表者の氏名」に改め、回
様式を第十三号様式とする。同様式の前に次の二様式を加げる。

第12号様式（第4条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 [法人にあつては、主たる事務
所の所在地]

報告者 (電話番号)

氏 名 [法人にあつては、名称及び代
表者の氏名]

温 泉 採 取 報 告 書

温泉の採取を開始したので、青森県温泉法施行細則第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

源 泉 の 名 称 及 び 所 在 地	名 称			
	所 在 地			
採 取 目 的 及 び 採 取 量	採取目的		採 取 量	ℓ／分
採 取 開 始 年 月 日	年 月 日			
温泉を採取する権原	権 原 の 取 得 理 由	受贈、相続、買収、その他()		
	旧 所 の 権 有 住 所	(電話番号)		
	旧 所 の 権 有 氏 名 又 は 名 称			

添付書類

温泉を採取する権原を証明する契約書等の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第八号様式を廃す。

第七号様式廿「並びに代表者の氏名及び住所」又「及び代表者の氏名」は省く、回
様式を第十一号様式へかへ。

第六号様式廿「並びに代表者の氏名及び住所」又「及び代表者の氏名」は、

工事施行者の 住所及び氏名	住所 (電話番号)
------------------	--------------

工事施行者の 住所及び氏名	住所 (電話番号)
又 は 名 称	氏 名 は 称

改め、同様式を第十号様式へ、第五号様式の次に次の四様式を加へる。

こ
れ
を

第6号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 [法人にあつては、主たる事務
所の所在地]

届出者 (電話番号)

氏 名 [法人にあつては、名称及び代
表者の氏名]

温泉成分等掲示届出書

温泉の成分等の掲示をしたいので、温泉法第14条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

温泉を公共の浴用又 は飲用に供する場所	名 称	
	所在 地	
温泉利用の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 指令第 号	
浴用又は飲用の別	浴用、飲用	
掲 示 内 容	別添書面のとおり	
掲 示 場 所		

添付書類

- 1 掲示内容を記載した書面
 - 2 掲示方法を図示して縮尺を明示した書面
 - 3 掲示場所を明らかにした平面図
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第7号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 [法人にあつては、主たる事務
所の所在地]

申請者 (電話番号)

氏 名 [法人にあつては、名称及び代
表者の氏名]

温泉成分分析機関登録申請書

温泉法第15条第1項の規定による登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

分析施設の名称 及び所在地	名 称		所 在 地	
温泉成分分析に 使用する器具、 機械又は装置の 名称及び性能				
分析責任者の氏 名				
温泉成分分析の 業務に関し分析 責任者が有する 資格				
分析責任者の温 泉成分分析に關 する経験及び研 究成果の概要	絏 驗			
	研究 成 果			
その他参考とな るべき事項				
青森県収入証紙ちよう付				

添付書類

- 1 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 2 個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 3 分析施設の見取図
- 4 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
- 5 申請者が温泉法第15条第4項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 6 温泉法施行規則第10条第1項第7号に掲げる装置を保有しない場合は、同条第2項各号のいずれかに該当するこ
とを証する書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第8号様式（第2条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 [法人にあつては、主たる事務
所の所在地]

届出者 (電話番号)

氏 名 [法人にあつては、名称及び代
表者の氏名]

温泉成分分析機関登録事項変更届出書

登録事項に変更があつたので、温泉法第16条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録の年月日		
登録番号		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日	年 月 日	
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第9号様式（第2条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 [法人にあつては、主たる事務
所の所在地]

届出者 (電話番号)

氏 名 [法人にあつては、名称及び代
表者の氏名]

温泉成分分析業務廃止届出書

温泉成分分析の業務を廃止したので、温泉法第17条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録の年月日	
登録番号	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十三号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。(保全地域の指定等の案の公告)

第三条 条例第六条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 保全地域の名称

二 保全地域（区域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域

三 保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧期間及び縦覧場所

(意見書の提出)

第四条 条例第六条第四項に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見書の提出の対象である保全地域の名称

三 保全地域の指定又は区域の拡張の案についてのふるさとの森と川と海の保全の見地からの意見

2 前項第三号に規定する意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載しなければならない。

(特定行為の届出)

第五条 条例第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、特定行為届出書（第一号様式）に、次に掲げる図面等を添付して知事に提出しなければならない。

一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及びカラーフォト

三 行為の施工方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

四 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

2 条例第八条第一項の規則で定める事項は、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(規則で定める物)

第六条 条例第八条第一項第四号の規則で定める物は、あし及びかやとする。

(通常の管理行為又は軽易な行為)

第七条 条例第八条第二項第二号の規則で定める行為は、別表に掲げるものとする。

(法令に基づく許可等をする行為)

第八条 条例第八条第二項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第八十条第一項の規定による許可及び同法第八十条の三第一項の規定による届出に係る行為

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十四条

第一項若しくは第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可及び同法第十条の八第一項、第十五条又は第三十四条の二第一項の規定による届出に係る行為

三 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第七条第一項、第八条第一項、第三十七

条の四又は第三十七条の五の規定による許可及び同法第十三条第一項の規定による承認に係る行為

四 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）第十四条第三項又は第十五条第

三項の規定による認可、同法第十七条第三項又は第十八条第三項の規定による許可及び同法第二十条第一項の規定による届出に係る行為